

令和7年度 情報公開制度 不服等の申出処理状況

申出区分	番号	受付年月日	R7. 6. 11	
不服	第2号	勧告書提出日	R7. 7. 10	
		処理結果通知日		

■不服の要旨

- 不服申出者（以下、「申出者」という。）は、令和7年1月17日、逗子市情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づき、「令和4年における政治活動や選挙活動に関して、逗子市選挙管理委員会に寄せられた苦情や相談及び逗子市選挙管理委員会の対応に関する全記録（苦情受付簿、応対記録、メモ、音声記録、その他関連資料を含む）以下、「本件対象文書」という。」の情報公開請求をした。
これに対し、実施機関は、同月20日付けで情報公開諾否決定期間延長通知を行った上、同年2月5日付けで、条例第5条第2項第1号に該当するとの理由で、本件対象文書のうち「各課あて問い合わせフォーム」中、問い合わせ者の氏名、電話番号、メールアドレス、タイトルの一部、お問い合わせ内容の一部及び回答文の一部、「問い合わせ管理」中、宛先アドレス、メール本文の一部、「市への提案」中、相談者（申請者）の氏名、郵便番号、住所、電話番号、連絡先メールアドレスおよび内容の一部、「市への手紙」中、本文の一部、「ホームページ問い合わせ管理」中、タイトルの一部、お問い合わせ内容の一部及び回答の一部、「要望書」中、相談者の氏名、所属団体名及び相談内容の一部、「要望書」の面談記録中、相談者の氏名、住所、電話番号、所属団体名及び相談内容の一部の記載内容を非公開とする一部公開決定（以下、「本件一部公開決定」という。）をした。
- 申出者は、令和7年6月11日、逗子市情報公開審査委員に不服の申出をした。情報公開不服申出書及び添付資料並びに申出者からの事情聴取の結果によれば、不服の内容は、本件一部公開決定に対し、非公開とされた全ての情報について公開を求めるとともに、公開された情報以外の存否の確認を求め、存在すればその公開を、不存在であれば作成するよう勧告を求めるものである。
また、非公開の理由において条例第5号第2項第1号の「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るとするが、「個人に関する情報」うち、通報者の「個人に関する情報」、公務員等の「個人に関する情報」及びそれ以外の情報が含まれると思われることから、その点を明確にすべきという理由付記の不備についても不服があるということであった。
なお、申出者が公開を求めるにあたって、非公開情報に該当しないとする理由は、条例の解釈適用において、第2条（基本原則）の基本原則に違反していること、条例第5条第2項第1号（個人に関する情報）の範囲が不当に広範であること、条例第5条第2項第1号ただし書エ（公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、公務員等の氏名、職及び職務の遂行の内容に係るもの）に該当していること、条例第5条第2項1号ただし書オ（人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位を保護するため、公開することが必要であると認められるもの）に該当していること、一部公開とするにあっても、条例第6条第1項（部分公開）に基づく公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるのではないかと、更には条例第7条（公益的理由による裁量的公開）も検討の上公開すべきということである。申出者の具体的な主張については、後記の調査結果等に記載する。

■調査結果等

- 本件対象文書の非公開とされた部分について、申出者から非公開情報に該当しないと指摘があった点について検討する。
ア 第2条（基本原則）
申出者は、条例第2条に定められた基本原則に違反しているとして、非公開となった点につき、公開するよう主張している。
条例第2条については、条例を解釈、運用するための基本原則を定めた規定である。第2条に基づいて非公開情報に該当すると判断され、本件一部公開決定がされたわけではないことから、あくまでも非公開情報に該当するかどうかは、非公開情報と定められた条項との関係で問題とされる。
もっとも、非公開情報に該当するかどうか判断するにあたっては、条例第2条に則った解釈、運用がされているか慎重に判断をする。

イ 条例第5条第2項第1号（個人に関する情報）

申出者は、条例第5条第2項第1号に該当すると判断された情報について、通報者の「個人に関する情報」については、これを尊重し異議を唱えるものではないが、苦情対象者の「個人に関する情報」については、あくまでも当該個人のプライバシー等の権利利益を不当に侵害するおそれがある部分に限定して非公開とされるべきであり、非公開とされる情報が不当に広範であると主張している。

条例第5条第2項1号では、「個人に関する情報」は、特定の個人を識別され、又は識別され得るものと規定し、特定の個人のプライバシー等を侵害するおそれのある情報とは規定されていない。条例では、個人識別情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開にする必要がないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものをただし書で例外的に公開事項として列挙する個人識別情報型が採用されている。

条例第2条の基本原則に則り、解釈、適用をするにあたって、原則公開という前提のもと、できる限り非公開情報部分を少なくすることが求められているが、条例第2条第3項には「個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払うこと」とも定められており、その趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱う必要がある。

本件対象文書の非公開とされた部分については、いずれも特定の個人が特定又は対象となる集団の規模が非常に小規模であることにより特定の個人が特定され得る情報が非公開情報とされており、その範囲については必要最小限にとどめられていた。

ウ 条例第5条第2項第1号ただし書エ

申出者は、本件対象文書の非公開とされた部分に、市議会議員の個人に関する情報が記録されているのであれば、市議会議員の氏名、職及びその職務遂行の内容に関する情報、特に政治活動や選挙活動に関する苦情や対応は、「公務員等の職務の遂行に関する情報」に該当すると主張している。市議会議員の「職務の遂行」は、単に議会内の議事や委員会活動に限定されるものではなく、議会外の活動も広義かつ実質的な「職務の遂行」に密接不可分な行為であること、選挙管理委員会としても、市民から寄せられた議員の活動に関する苦情等を受け、それを当該議員へ情報提供や配慮の要請を行うことがあったとすれば、それは正当な職務であり、本件一部公開決定は、仮に市議会議員の個人に関する情報が記録されているのであれば、議員の「職務の遂行」の範囲を不当に狭く解釈しているとも主張している。

一般的には、議員の議会外の活動が、議員の議会での活動と密接な関係にあることは確かである。しかし、一方で、議員の政治活動だけにとどまらない、日常での活動についても議会での活動に関連しているところもあり、その線引きを明確にすることは困難である。そのため、仮に市議会議員の個人に関する情報が記録されているのであれば、議員の「職務の遂行に関する情報」とは、議員が、地方公共団体の機関である議会の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

本件対象文書の非公開とされた部分には、いわゆる議員の議会での活動又は行政処分その他の公権力の行使に関するような情報は含まれていなかった。

なお、仮に議員が市政報告を公務と発言していたとしても、その活動が議員の「職務の遂行に関する情報」になるものではなく、そのことをもって公務であると認めることはできない。

エ 条例第5条第2項1号ただし書オ

(ア) 申出者は、「睡眠が妨害されます」、「大声を出されると寝ることができず」などの苦情が寄せられているのであるから、市民の生命、身体、健康、生活の保護に必要な内容が情報には含まれていると主張している。

条例第5条第2項第1号ただし書オに該当する場合とは、個人の権利利益が侵害されるような危害が現に生じている又は将来的にそのような危害が具体的に発生することが予測される事態が存在しており、その危害から市民を保護するために、非公開情報を公開することが公益上必要な場合が想定されている。

本件対象文書には、具体的な苦情内容が公開されており、非公開情報を公開することで市民を保護する関係にはないことから、市民を保護するため非公開情報を公開する公益上必要な場合であるとは認められない。

(イ) また、申出者は、自らの地位を保護するため必要な情報が含まれているとも主張している。

一般的に民事訴訟は、当事者間の争訟であり、特定の個人の訴訟において必要な情報であるかどうかは、第5条第2項1号ただし書オに規定する人の「地位を保護する」かどうかの利益に含まれない。

なお、民事訴訟においては、調査の囑託（民事訴訟法186条第1項）、文書送付囑託（民事訴訟226条）等の申出をすることにより、訴訟の目的の範囲内で法律に基づいて本人の個人情報の提供を求める方法があることを申し添える。

オ 条例第6条第1項（部分公開）

申出者は、非公開部分に、真に保護すべき個人に関する情報が含まれていたとしても、今回の決定が一律に広範囲な範囲を非公開としており、この部分公開の原則を適切に運用していないと主張している。

情報公開は、公開が原則であり、非公開は最小限にとどめることとされており、部分公開をするにあたって非公開部分が最小限となっている必要がある。

本件対象文書の非公開とされた部分については、いずれも特定の個人が特定又は対象となる集団の規模が非常に小規模であることにより特定の個人が特定され得る情報が非公開情報とされており、その範囲については必要最小限にとどめられていた。よって、部分公開は適切にされている。

カ 条例第7条（公益的理由による裁量的公開）

申出者は、今回の非公開とされた部分には、市民の日常生活への具体的な支障が生じていた可能性に関する内容が含まれていると主張し、また、仮に市議会議員の活動が含まれるのであれば、議員に対する市民の正当な関心、議会全体の説明責任と透明性の確保が重要であり、公的機関から発信された情報の正確性を検証する観点からも公開の必要性があると主張している。

条例第7条は、非公開情報に該当するとしても、公益性が高ければ公開すべきであるという裁量的な公開を認める規定であり、緊急時、災害時などが想定されている。

一般的には、議員の議会外の活動に関する市民からの苦情とその対応に関する情報を透明化することによって、議会全体の信頼性向上、有権者による議員活動の適正な評価、さらに類似事案の再発防止やより良い議会運営に貢献する側面がないとはいえない。

しかし、申出者が主張するような内容こそが情報公開制度を支えている側面であり、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することにより生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合であるかが問題となる。

本件対象文書には、公益性を優先させなければならない事情は認められない。

(2) 公開された情報以外の存否について

ア 選挙管理委員会で保管されていた記録は、パイプ式ファイル（「重要書類綴り（市長への手紙、質問、要望、陳情他）」と題する文書綴りファイル）で保管され、文書目次（綴られる記録に時系列で連番が付けられて、件名、受理年月日、送付年月日、送付元又は送付先が記載されたもの）が綴られ、管理されていた。文書目次を一瞥することで、対象期間にどのような記録が保管、管理されているのかが確認できる。

本件対象文書は、令和4年における記録であるが、文書目次については公開がされていない。文書目次は、キャビネット内のパイプ式ファイルに保存された記録と一体となっており、また、記録に連番が付され、選挙管理委員会に寄せられた問い合わせの件名が記録されていることから、申出者が請求した請求に係る記録に含まれるべきものと考ええる。

よって、本件対象文書として、パイプ式ファイルに綴じられた文書目次（令和4年の期間部分）も追加で公開すべきである。

イ また、本件対象文書を検分したところ、令和4年1月12日付け連絡票（県選挙管理委員会に見解を求めた結果が記載されている）に記載されている*別添メール本文及び添付された画像については、令和3年12月の連絡票（県選挙管理委員会に問い合わせることになった元の問い合わせ）に附属していることを確認した。そのため、本件対象文書として、令和4年1月12日付け連絡票（県選挙管理委員会に見解を求めた結果が記載されている）に記載されている*別添メール本文及び添付された画像についても追加で公開すべきである。

ウ なお、申出者からは、議会事務局で公開された文書に記録が残っている申出者本人からと思われる問い合わせについて、もともと選挙管理委員会に連絡し、転送されたこと記憶しているため、選挙管理委員会に記録がないのはおかしいのではないかと主張があったが、選挙管理委員会では、回答が必要な問い合わせのみ記録しており、議会事務局に転送した問い合わせについての記録が残っていないこと自体は不自然ではないと考える。

(3) 理由付記の不備について

申出者は、非公開とされた情報には、大きく分けて3種類の情報（一般市民である個人に関する情報、公務員の個人に関する情報で職務の遂行に関する情報、その他の分離可能なその他の情報）が含まれているとし、本件一部公開決定は、これら性質の異なる情報を適切に分離することなく、すべての非公開部分に対して「個人に関する情報」という単一の理由を適用しており、これは条例の不適切な拡大解釈に他ならないと主張している。

非公開にあたってのその理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該文書の記載自体から理解され得るものでなければならない（条例第10条第3項）。そのため、文書の記載内容自体から客観的に理解できるよう具体的にわかりやすく記載するとともに、非公開とする根拠規定及び理由とあわせて公開しない部分がどのようなものであるかが請求者にとって明確に認識できるようその概要を記載する必要がある（最高裁判所平成4年12月10日判決）。

本件対象文書は、令和4年における政治活動や選挙活動に関しての相談や問い合わせである。本件一部公開決定では、問い合わせの内容、回答文、メール本文、市への提案の内容、市への手紙の本文及び相談内容の部分について、条例第5条第2条第1号の「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が非公開情報とされていた。条例第5条第2項第1号の非公開情報に該当することは、条例第5条第2項第1号ただし書の例外的に公開事項とされる情報に該当しないことを前提としており、非公開とする根拠規定及び理由とあわせて公開しない部分がどのようなものであるかが記載されており、理由付記の記載に足りないところはない。

■ 処理結果

- 1 本件不服申出について、実施機関に対し、
 - (1) 選挙管理委員会が保管、管理するパイプ式ファイル（「重要書類綴り（市長への手紙、質問、要望、陳情他）」と題する文書綴りファイル）に含まれる文書目次の令和4年の期間部分
 - (2) 令和4年1月12日付け連絡票に記載されている*別添メール本文及び添付された画像を対象文書として追加し、検討の上、公開決定等すべきであると勧告する。
- 2 また、本件不服申出に関連して、次のとおり付言する。

付言

本件不服申出の調査の過程で、実施機関において問い合わせの回答を紙として保管する際に、その問い合わせに添付されていた画像や写真が併せて保管されていないことが判明した。

しかしながら、保管されていなかった画像や写真については、本来であれば本件対象文書の中に含まれるべきものである。そのため、本件不服申出に関連して、次のとおり付言する。

実施機関は、問い合わせについて、回答が必要であるものは、記録を作成し、紙として保管しているところ、問い合わせの内容を明らかにするためには、問い合わせの際に送られてきた画像や写真もまた必要であるから、問い合わせ内容を紙で保管するのであれば、添付されていた画像や写真を含めて漏れなく保管するよう対処されたい。

■ 備考

令和7年10月29日、選挙管理委員会は、原処分を取り消すと共に、改めて一部公開決定を行った。